

# A 新規上場申請に係る提出書類等(内国株券)

## 1 新規上場申請に係る提出書類一覧（内国株券）

### （1）新規上場申請に伴う提出書類（内国株券）

#### （提出に際しての留意点）

- （1）当取引所が書面による提出が必要と認める書類等を除き、原則として、電子データによりご提出ください。
- （2）上場申請時には、提出資料一覧を書面でご提出ください。
- （3）予備申請を行う場合は、予備申請日に「新規上場申請に伴う提出書類」のうち◆又は◇の表記がある資料を、定時株主総会後の正式申請日に残りの資料をそれぞれご提出いただきます。なお、予備申請時にドラフトでご提出いただいた書類及び提出以後記載内容が変更となった書類は、正式申請日に内容を更新してご提出ください。
- （4）後述の提出書類等の表に記載されている部数は、書面でご提出いただく際の部数です。電子データでご提出いただく場合には、例えば部数が2部となっている場合であっても、1ファイルのご提出でかまいません。
- （5）Iの部、四半期報告書等は、監査報告書、四半期レビュー報告書等を含めた電子データでご提出ください。この場合、監査報告書、四半期レビュー報告書等は書面で1部ご提出ください（継続開示会社である場合を除きます。）。なお、Iの部について、上場申請日時点と上場承認日時点において、記載対象となる直近の四半期が異なる場合には、上場申請日に提出する「Iの部」の四半期情報の記載内容はドラフト（例えば、項目のみの記載）でも結構です。この場合、直近の四半期が確定した時点で当該箇所を更新版をご提出ください。
- （6）定款は、上場申請日の提出に加え、別途、上場日にTDnetを通じた登録を行っていただきます。また、コーポレート・ガバナンスに関する報告書及び独立役員届出書は、上場申請日にドラフト版、上場承認日までに確定版を電子データによりご提出いただき、別途、上場日にTDnetを通じた登録を行っていただきます。

（記号表記・規程の記載について）	
※	東証所定の様式に基づきご提出いただきます。様式は「2 新規上場申請にあたっての提出書類の様式」をご覧ください。
◎	元引受（幹事）証券会社にご提出いただきます。
（写）	原本の写しをご提出いただきます。
◆	予備申請の際にご提出いただく書類です。
◇	予備申請の際にご提出いただきますが、ドラフト・未確定版でも結構です。
■	書面でご提出いただく書類です。
規程	有価証券上場規程
規則	有価証券上場規程施行規則
ガイドライン	上場審査等に関するガイドライン

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
全ての申請会社にご提出いただく書類				
上場申請日	有価証券新規上場申請書※ ◆■	予備申請の際は有価証券上場予備申請書※	1部	規程第211条①
〃	新規上場申請決議取締役会議事録（写）		1部	規則第204条①（1） 規則第219条①（1）
〃	新規上場申請者の登記事項証明書◆■		1部	規則第204条①（2） 規則第219条①（1）
〃	定款◆		1部	規則第204条①（3） 規則第219条①（1）
〃	新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）◇	監査報告書添付。 ■ 継続開示会社の場合、直前々期の財務諸表・連結財務諸表及び監査報告書を添付。	2部	規則第204条①（4） bの2 規則第219条①（2）
〃	反社会的勢力との関係がないことを示す確認書※◆■	添付書類を含む。	1部	規則第204条①（6） 規則第219条①（1）
〃	確認書※◎◆■	添付書類を含む。	1部	規則第219条①（3）b
〃	公開指導及び引受審査の過程で特に留意した事項及び重点的に確認した事項を記載した書面◎◆		1部	規則第219条①（3）c
〃	新規上場申請に係る宣誓書※◆■		1部	規程第211条①
〃	上場申請事業年度開始日以降における株主総会及び取締役会議事録（写）	上場申請日以後は開催の都度提出 ただし、電子開示手続き（EDINET）により提出が行われている場合には、当該書類の提出は不要。	各1部	規則第206条（1） 規則第221条
〃	監査概要書◇■	直前の監査概要書には会社の会計組織、経理規程その	各1部	規程第211条⑦

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
		他の整備状況等に関する公認会計士または監査法人による評価について記載した規則第223条②(3)に規定する書面を添付		
〃	諸規則集（写）◆	株式事務取扱規程（写）を含む。	各1部	規則第204条①(10) 規則第219条①(1)
〃	最近1年間に終了する事業年度の株主総会招集通知及びその添付資料の写し◇		各1部	規則第204条①(11) 規則第219条①(1)
〃	主要な事業活動の前提となる事項に係る書面◆		1部	規則第204条①(12) 規則第219条①(1)
〃	株券等の分布状況表※◇	上場前の公募・売出し又は数量制限付分売により株主数や流通株式に関する基準を充足する予定である場合は不要。	1部	規則第204条①(21) 規則第219条①(1)
〃	株式事務代行機関の設置を証する書面（写）◆		1部	規則第204条①(23) 規則第219条①(1)
〃	新規上場申請者に係る各種説明資料◆		各2部	規則第219条①(4)
〃	最近1年間の取締役会議事録（写）◆		1部	新規上場申請者に係る各種説明資料 5.(2)a
〃	最近1年間及び申請事業年度の監査役会(監査委員会、監査等委員会)議事録（写）◆		1部	新規上場申請者に係る各種説明資料 5.(2)b
〃	最近1年間及び申請事業年度の監査計画の立案から実施、報告等に至るまでの一連の監査役監査(監査委員		1部	新規上場申請者に係る各種説明資料 5.(2)c

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
	会監査、監査等委員会監査)資料 (写) ◆			
〃	最近1年間及び申請事業年度の内部監査計画の立案から実施、報告及び改善等に至るまでの一連の内部監査資料 (写) ◆		1部	新規上場申請者に係る各種説明資料 5.(2)d
〃	最近1年間の法人税申告書及び添付の勘定科目内訳明細書 (写) ◆		1部	新規上場申請者に係る各種説明資料 5.(2)e
〃	申請事業年度の月次業績管理資料 (写) ◆		1部	新規上場申請者に係る各種説明資料 5.(2)f
〃	申請事業年度に係る年度予算計画書、中期経営計画書(計画策定に際して使用した一連の社内資料(写)を含む。)		1部	新規上場申請者に係る各種説明資料 5.(2)g
〃	経営上の重要な契約(写) ◆		1部	新規上場申請者に係る各種説明資料 5.(2)h
〃	直前事業年度末時点及び申請事業年度において、申請会社又は子会社の資産が担保に供されている場合、締結されている契約(写)又は該当する資産の一覧表(写) ◆		1部	新規上場申請者に係る各種説明資料 5.(2)i
〃	製・商品及びサービスについてのカタログ、パンフレット等 ◆		1部	新規上場申請者に係る各種説明資料 5.(2)j
〃	独立役員届出書のドラフト ※ ◆		1部	新規上場申請者に係る各種説明資料 5.(2)k
〃	コーポレート・ガバナンスに関する報告書ドラフト ※ ◆		1部	新規上場申請者に係る各種説明資料 5.(2)l

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
〃	各種説明資料の記載項目について2.(3)「適時開示資料等の管理状況」に記載した対応を文書化した資料（社内規程・マニュアル等）◆		1部	新規上場申請者に係る各種説明資料 5.(2)m
〃	最近2事業年度の連結子会社に関する決算報告書◇		各1部	規則第219条①(5)
〃	最近2事業年度に行った合併の被合併会社の財務諸表等◇	当該事業年度	各1部	規則第219条①(6)
〃	事業計画及び成長可能性に関する事項について記載した書面◆	ドラフトで可	1部	規則第219条①(8)
〃	eラーニングに係る同意書◆■		1部	—
上場承認まで	推薦書※◎■	添付書類を含む。	1部	規則第219条①(3)a
〃	取引所規則の遵守に関する確認書※■		1部	規程第211条⑩(1)
〃	新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書■		1部	規程第211条⑩(2)
〃	コーポレート・ガバナンスに関する報告書※	上場承認までに提出後、上場日にTDnetを通じて登録。	1部	規程第211条⑫(1)
〃	株券上場契約書※■		1部	規程第203条①
〃	新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)	監査報告書添付(公衆縦覧用)。■	1部	規則第225条①(2)
〃	時価総額算定書		1部	規程第212条(4)
上場日	定款	上場日にTDnetを通じて登録。	1部	規則第225条①(1)

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
〃	事業計画及び成長可能性に関する事項	上場日に TDnet を通じて開示。	1 部	規則第 409 条の 2
〃	独立役員届出書※		1 部	規則第 436 条の 2 ①
<b>大規模な公募又は売出しを伴う新規上場に係る特例を適用する場合</b>				
上場申請後 遅滞なく	流通株式比率に係る基準に適合するための計画書		1 部	規則第 731 条②（3）
<b>相互会社が組織変更後の株式会社の株券の新規上場を申請する場合</b>				
上場申請日	最近 1 年間に終了する事業年度の社員総会又は総代会の招集通知及びその添付書類（写）		1 部	規則第 219 条①（1）
〃	相互会社から株式会社への組織変更を社員総会又は総代会において決議したことを証する書面及び株式会社の定款		1 部	規則第 219 条①（1）
〃	保険業法第 87 条第 1 項に規定する書面（写）		1 部	規則第 219 条①（1）
<b>企業グループの構造が特殊なものとして当取引所が認める新規上場申請者の場合</b>				
上場申請後 遅滞なく	企業グループの構造に係るリスク情報に関して記載した報告書		1 部	規程第 211 条⑫（2）
<b>申請会社が指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社である場合</b>				
上場申請日	各委員会議事録及び執行役（指名委員会等設置会社の場合）・取締役（監査等委員会設置会社の場合）の決定に関する書面（写）	執行役の決定については日常業務に関するものを除く。 上場申請日以後は開催の都度提出。 ただし、電子開示手続き（EDINET）により提出が行われている場合には、当該書類の提出は不要。	各 1 部	規則第 206 条①（1） 規則第 221 条

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
〃	【指名委員会等設置会社の場合】 会社法第 416 条第 4 項に規定する取締役会の決議（業務の決定に関する執行役への委任事項）の内容を証する書面		1 部	規則第 204 条① (27) 規則第 219 条① (1)
〃	【監査等委員会設置会社の場合】 会社法第 399 条の 13 第 5 項に規定する取締役会の決議（業務の決定に関する取締役への委任事項）の内容を証する書面		1 部	規則第 204 条① (27) の 2 規則第 219 条① (1)
<b>申請会社が支配株主等を有する場合</b>				
上場申請日	支配株主等に関する事項を記載した書面◇	審査期間中に内容に変更があった場合は、最新の内容に更新の上、再度提出。	1 部	規則第 204 条① (30) 規則第 219 条① (1)
<b>非上場の親会社等を有している場合</b>				
上場申請日	親会社等の適時開示等に係る確約書		1 部	ガイドラインⅢ 2. (4) b
〃	非上場の親会社等に関する決算情報◇	非上場の親会社等が四半期財務諸表作成会社である場合で、審査期間中に内容に変更があった場合は、最新の内容に更新の上、再度提出。	1 部	規則第 204 条① (28) 規則第 219 条① (1)
<b>経営上重要な事実等が発生した場合</b>				
事由発生後直ちに	当該事項にかかる報告書		1 部	規則第 206 条 (2) 規則第 221 条



## 他の会社の事業を承継する又は譲り受ける場合の提出書類

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
上場会社の人的分割により設立される会社又は上場会社から事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合				
上場申請日	当該分割に係る会社法第 794 条第 1 項又は会社法第 803 条第 1 項に規定する書面の写し		1 部	規則第 204 条① (25) 規則第 219 条① (1)

## 第三者割当、ストックオプションの付与等に係る提出書類

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
直接上場会社で第三者割当等による募集株式・新株予約権の割当を行なっている場合（上場申請日の直前事業年度の末日の 1 年前の日以後に割り当てたものに限る。ストックオプションとしての新株予約権の場合を除く。）				
上場申請日（上場申請日以後のときは遅滞なく）	（継続所有等に関する）確約を証する書類	（継続所有等に関する）確約書（写）でも可。この場合、「継続所有等に関する確約書リスト」を添付。	1 部	規則第 255 条① 規則第 257 条①
割当を受けた者が割当株式、割当新株予約権の譲渡を行った場合				
上場申請日（上場申請日以後のときは遅滞なく）	第三者割当等による割当株式又は割当新株予約権の譲渡に関する通知書類		1 部	規則第 255 条① (3) 規則第 257 条① (3)
ストックオプションとしての新株予約権（上場申請日の直前事業年度の末日の 1 年前の日以後に割り当てたものに限る）がある場合				
上場申請日（上場申請日以後のときは遅滞なく）	（継続所有等に関する）確約を証する書類	（継続所有等に関する）確約書（写）でも可。この場合、新株予約権の割当に関する契約内容を証する書類及び「継続所有等に関する確約書リスト」を添付。	1 部	規則第 259 条① (2) a

A

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
〃	新株予約権の割当等に関する取締役会の決議の内容を証する書類（写）	監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。	1部	規則第259条①（2） b
ストックオプションとしての新株予約権（上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後に割り当てたものに限る）を行使又は転換による株式又は新株予約権の交付がある場合				
○上場申請日以前に行使又は転換による株式又は新株予約権の交付がある場合				
上場申請日	（継続所有等に関する）確約を証する書類	（継続所有等に関する）確約書（写）でも可。この場合、新株予約権の割当に関する契約内容を証する書類及び「継続所有等に関する確約書リスト」を添付。	1部	規則第260条②（1）
〃	新株予約権の割当等に関する株主総会及びその割当に関する取締役会の決議の内容を証する書類（写）	監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。	各1部	規則第260条③（1）
○上場申請日以後に行使又は転換による株式又は新株予約権の交付がある場合				
株式取得後 遅滞なく	（継続所有等に関する）確約を証する書類	（継続所有等に関する）確約書（写）でも可。	1部	規則第260条②（2）

### 公募売出し等に係る提出書類

（ただし、以下の書類については、電子開示手続き（E D I N E T）により提出が行われている場合には、当該書類の提出は不要。）

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
<b>全ての申請会社にご提出いただく書類</b>				
上場申請後 遅滞なく	公募又は売出予定書※◎■		1部	規則第232条①
財務局等提出後直ちに	有価証券届出書及びその添付書類（写）	訂正分を含む。	2部	規則第206条（3）a 規則第221条
”	有価証券届出効力発生通知書（写）		1部	規則第206条（3）b 規則第221条
”	有価証券通知書及びその添付書類（写）	変更通知書を含む。	2部	規則第206条（3）c 規則第221条
公募等の申込期間終了の日から起算して3日目（休業日を除く。）の日まで	公募又は売出実施通知書※◎■		1部	規則第237条①
<b>非取引参加者証券会社、外国証券業者が元引受契約等を締結する場合</b>				
契約後遅滞なく	（非取引参加者が元引受契約等を締結する場合の）契約書（写）※		1部	規則第238条
<b>直接上場会社で公募等をブックビルディング方式で行う場合</b>				
上場承認まで	上場前の公募等に係る配分指針◎	未提出の元引受取引参加者に限る。	1部	規則第235条②
”	委託販売団組成事務委託契約申込書※◎■	別添含む。	—	規則第236条②
決定後直ちに	公開価格及び決定の理由等のお知らせ	プレスリリース	1部	規則第234条②
”	ブックビルディングの方法に関する指針◎		1部	規則第242条②
”	仮条件及び決定の理由等のお知らせ	プレスリリース	1部	規則第243条②

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
<b>直接上場会社で公募等を入札方式で行う場合</b>				
上場申請日	特別利害関係者一覧表		1部	規則第204条①(20) a 規則第219条①(1)
〃	子会社及び関連会社の一覧表及び当該関連会社の役員名簿		1部	規則第204条①(20) b 規則第219条①(1)
〃	従業員名簿		1部	規則第204条①(20) c 規則第219条①(1)
上場承認まで	上場前の公募等に係る配分方針◎	未提出の元引受取引参加者に限る	1部	規則第235条②
〃	競争入札事務委任契約書◎ ■		1部	規則第247条①
決定後直ちに	類似会社比率価格の算定書		1部	規則第246条②(3)
〃	入札下限価格決定のお知らせ	プレスリリース	1部	規則第246条②(4)
〃	入札後の公募・売価格決定のお知らせ	プレスリリース	1部	規則第234条②
落札結果の通知日から起算して3日以内	落札者名簿◎		1部	規則第251条②
<b>他市場経由会社の場合</b>				
上場申請日以後	公募・売出しの価格算定書	プレスリリース	1部	—

### その他提出資料

（ただし、以下の書類については、電子開示手続き（EDINET）により提出が行われている場合には、当該書類の提出は不要。）

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
有価証券の公募・売出しの発行登録またはその取下げを行った場合、または発行登録による公募・売出しを行った場合（他市場経由、直接上場銘柄共通）				

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
実施後直ちに	発行登録書及びその添付書類並びにその参照書類（写）	訂正分を含む。	各2部	規則第206条（4）a 規則第221条（1）
”	発行登録効力発生通知書（写）		1部	規則第206条（4）b 規則第221条（1）
”	発行登録追補書類及びその添付書類並びにその参照書類（写）		各2部	規則第206条（4）c 規則第221条（1）
”	発行登録目論見書（仮を含む）及び発行登録追補目論見書（写）		各2部	—
”	発行登録取下届出書（写）		2部	規則第206条（4）d 規則第221条（1）
<b>財務局長等に以下の書類を提出した場合</b>				
財務局長等提出後直ちに	有価証券報告書（写）及びその添付書類	訂正分を含む。	2部	規則第206条（5）a 規則第221条（1）
”	半期報告書（写）	訂正分を含む。	2部	規則第206条（5）b 規則第221条（1）
”	四半期報告書（写）	訂正分を含む。	2部	規則第206条（5）c 規則第221条（1）
”	臨時報告書（写）	訂正分を含む。	2部	規則第206条（5）d 規則第221条（1）
”	自己株券買付状況報告書（写）	訂正分を含む。	2部	規則第206条（5）e 規則第221条（1）
”	公開買付届出書（写）	訂正分を含む。	2部	規則第206条（5）f 規則第221条（1）
”	公開買付撤回届出書（写）		2部	規則第206条（5）f 規則第221条（1）
”	公開買付報告書（写）	訂正分を含む。	2部	規則第206条（5）f 規則第221条（1）
”	公開買付意見表明報告書（写）	訂正分を含む。	2部	規則第206条（5）g 規則第221条（1）
”	大量保有報告書及び変更報告書（写）	訂正分を含む。	2部	規則第206条（5）h 規則第221条（1）

提出時期	提出書類	備考	部数	根拠
〃	内部統制報告書（写）	訂正分を含む。	2部	規則第206条（5）i 規則第221条（1）
自社の発行する有価証券に関する以下の書類の送付を受けた場合				
提出者から送付を受けた後直ちに	公開買付届出書（写）	訂正分を含む。	1部	規則第206条（6）a 規則第221条（1）
〃	公開買付撤回届出書（写）		1部	規則第206条（6）a 規則第221条（1）
〃	公開買付報告書（写）	訂正分を含む。	1部	規則第206条（6）a 規則第221条（1）
〃	大量保有報告書及び変更報告書（写）	訂正分を含む。	1部	規則第206条（6）b 規則第221条（1）
〃	公開買付意見表明報告書（写）	訂正分を含む。	1部	規則第206条（7） 規則第221条（1）
上場日が申請事業年度開始日以後3か月を経過した後となる場合				
遅滞なく	新規上場申請のための四半期報告書	申請事業年度の第1四半期に関するもの。四半期レビュー報告書を添付。■	2部	規則第206条（9）a 規則第221条
上場日が申請事業年度開始日以後6か月を経過した後となる場合				
遅滞なく	新規上場申請のための四半期報告書	申請事業年度の第1及び第2四半期に関するもの。四半期レビュー報告書を添付。■	2部	規則第206条（9）a、b 規則第221条
上場日が申請事業年度開始日以後9か月を経過した後となる場合				
遅滞なく	新規上場申請のための四半期報告書	申請事業年度の第1、第2及び第3四半期に関するもの。四半期レビュー報告書を添付。■	2部	規則第206条（9）a、b、c 規則第221条